

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月24日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	上下水道局 上下水道総務課
報告書ページ	238 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	固定資産の減損会計 ①規程の整備 減損会計兆候判断において遊休資産に対する「重要性」の判断について具体的な資料が確認できなかった。 減損会計の恣意的な運用を避けるため、取扱いの基準を内規等においてあらかじめ定めておく必要があると考えられるとのコメントが付されている。 遊休資産についてのみではなく減損会計兆候判断の全体で取扱いの基準を定めておくことが望ましい。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 減損会計の兆候判断は、「公営企業会計の経理の手引き」を参考に実施しております。 〔措置した内容と時期〕 令和8年4月1日付けで制定した福島市上下水道局会計規程において、その兆候判断を含めた減損会計に係る手順を定めました。 なお、その具体的判断については、引き続き「公営企業会計の経理の手引き」に基づき判断してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和8年6月25日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	上下水道局 経理課
報告書ページ	239 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	損益計算書の表示 ①特別損益項目の表示について 特別損益項目、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目であるが、少額の場合でも計上されている。 今後、特に少額である場合には、特別損益項目として計上するか否か検討する必要がある。(要約)		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 企業会計原則注解において、「特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。」とされておりますが、地方公営企業法施行規則に準拠し、固定資産売却にかかる損益や過年度にかかる収益費用については、金額の多少に関わらず、特別損益項目に表示しておりました。 (地方公営企業法施行規則 第4条) 〔措置した内容と時期〕 下水道使用料の過年度損益修正については、每期経常的に発生するものであることから、ご意見を基に、令和8年度より、特別損益ではなく経常損益として取扱うよう改めました。 なお、固定資産売却にかかる損益や、下水道使用料以外の過年度損益修正については、臨時的に発生するものであることから、少額であっても、引き続き特別損益に表示します。 ※水道料金は、令和6年度決算より上記運用に改正済み。		